

伊勢崎市副市長定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 1 8 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 号

伊勢崎市副市長定数条例の一部を改正する条例

伊勢崎市副市長定数条例（平成 1 9 年伊勢崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 人」を「2 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（伊勢崎市防災会議条例の一部改正）
- 2 伊勢崎市防災会議条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 6 項中「2 5 人」を「2 6 人」に改める。
（伊勢崎市国民保護協議会条例の一部改正）
- 3 伊勢崎市国民保護協議会条例（平成 1 8 年伊勢崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「5 4 人」を「5 5 人」に改める。

伊勢崎市議会基本条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 号

伊勢崎市議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 議会及び議員の責務及び活動原則（第 2 条―第 4 条）
- 第 3 章 議会運営の原則（第 5 条―第 9 条）
- 第 4 章 市民に開かれた議会（第 10 条―第 14 条）
- 第 5 章 市長等との関係（第 15 条―第 18 条）
- 第 6 章 議会の機能強化（第 19 条―第 23 条）
- 第 7 章 災害時の対応（第 24 条）
- 第 8 章 議員の政治倫理（第 25 条）
- 第 9 章 最高規範性並びに条例の検証及び見直し（第 26 条・第 27 条）
- 附則

私たちの伊勢崎市は、美しく雄大な赤城山を背に広大な関東平野が広がり、そこには利根川をはじめ幾筋もの川が流れ、大小様々な池沼が点在しております。恵まれた自然環境の中で古代東国文化の中心地として栄えるなど悠久の歴史と文化を育んできました。

近世以降は養蚕業や伊勢崎銘仙など織物産業の一大産地となり、今では商工業を中心とした産業都市として、また、群馬県内有数の農業産出額を誇る農業都市として、調和のとれた発展を続けております。そして、このまちには、全国でも有数の外国籍の住民など多様な人々が暮らしております。

伊勢崎市議会は、私たちの住むまちで、全ての市民が健康で文化的な暮らしを営めるよう、孤立や排除を生み出さず、地域社会で共に支え合うソーシャルインクルージョンの理念に基づき、「チーム議会」として活動します。それにより共生社会の推進及び住民生活の更なる向上並びに歴史、伝統及び文化の伝承を基とした伊勢崎市の均衡ある発展を目指します。

大局的な視点を持ちつつ、日々の政策課題と正面から向き合い、市民の負託に全力で応えるという強い決意の下、「議論を尽くす議会」「休むことのない議会」「誰もが参加できる開かれた議会」「専門性のある議会」を目指して、ここに伊勢崎市議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、伊勢崎市議会（以下「議会」といいます。）及び伊勢崎

市議会議員（以下「議員」といいます。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的理念及び事項を定めることにより、議会が政策立案機能及び行政運営に対する監視機能を十分に発揮し、伊勢崎市民（以下「市民」といいます。）の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び伊勢崎市政（以下「市政」といいます。）の発展に寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の責務及び活動原則

（議会の責務及び活動原則）

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視する責務を負います。

2 議会は、地域の特性を生かした新しい地域づくり及びソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、活動します。

3 議会は、多様な市民意思の把握に努め、議会として政策立案に努めます。

4 議会は、常に市民の立場に立ち、行政運営を監視及び評価します。

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならないものとします。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならないものとします。

3 議員は、市民全体の利益を勘案して活動をしなければならないものとします。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとします。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する会派を結成することができます。

2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとします。

第3章 議会運営の原則

(本会議及び委員会の公開)

第5条 議会は、原則として、全ての本会議及び委員会を公開します。ただし、公開しない場合にあっては、その理由を明らかにしなければならないものとします。

2 議会は、前項本文の規定により公開する本会議及び委員会の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努めます。

(討議の原則及び意見集約)

第6条 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くします。

2 議会は、原則として、委員会を中心に議員間討議を行うことができます。

3 議長及び委員長は、前2項の規定に基づき本会議及び委員会を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとします。

(議会運営委員会)

第7条 議会は、円滑な議会運営のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用します。

(協議等の場)

第8条 議会は、法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用します。

(1) 議員協議会

(2) 会派代表者会議

(委員会活動)

第9条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとします。

2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとします。

第4章 市民に開かれた議会

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱います。

2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う機会を設け

ます。

(広報及び広聴)

第11条 議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、その負託に応えるものとします。

2 議会は、議会の広報紙（以下「議会報」といいます。）の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会報づくりを目指します。

3 議会は、市民に分かりやすい情報発信に努め、不断に議会報及びホームページの充実を図ります。

(意見交換会の実施)

第12条 議会は、必要に応じて、市民との意見交換会を開催して、市民の声を議会運営の改善や政策提言に活用します。

(情報公開)

第13条 議会は、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の公開に努めます。

2 議会は、原則として、会議録及び委員会の記録を閲覧できるようにしなければならないものとします。

(共生社会の推進)

第14条 議会は、バリアフリー及びユニバーサルデザインを基本とし、市民誰もが参加できる議会を目指します。

2 議会は、手話の普及活用その他の情報保障の充実を努め、市民誰もが分かりやすい議会を目指します。

第5章 市長等との関係

(質問及び質疑)

第15条 本会議における質問及び質疑は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点を明確にして行うものとします。

(反問権)

第16条 市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」といいます。）は、議員からの質問及び質疑に対して、その論点を整理するため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては委員長の許可を得て反問することができ

ます。

(政策提案等の説明)

第17条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について説明を求めることができます。

- (1) 政策の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における位置付け

2 議会は、予算及び決算の議案を審議するに当たり、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めることができます。

(議決事件の追加)

第18条 議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を議決事件として追加することができます。

- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとします。
- 3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定めます。

第6章 議会の機能強化

(議会改革並びに議会機能の強化及び充実)

第19条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組み、議会機能の強化及び充実を図ります。

(議会事務局体制の強化)

第20条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能の充実及び組織体制の整備に努めます。

- 2 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。
- 3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとします。
- 4 議会事務局は、法第138条第5項に鑑み、市長等からの独立性を保持するものとします。

(専門的知識の活用)

第21条 議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学

識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究及び政策立案等の能力向上を図るため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるとともに、その有効活用を図ります。

(政務活動費)

第23条 会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努めるものとします。

2 議長は、政務活動費に係る収支報告書等を公表し、その使途の透明性の確保に努めるものとします。

第7章 災害時の対応

第24条 議会は、大規模災害が発生し、伊勢崎市災害対策本部(伊勢崎市災害対策本部条例(平成17年伊勢崎市条例第24号)に基づき設置される災害対策本部をいいます。以下この条において「対策本部」といいます。)が設置された場合において、次のとおり対応します。

- (1) 議員による協議、調整等を行うための組織を設置します。
- (2) 被災状況等の情報をとりまとめ対策本部に伝えます。
- (3) 必要に応じて、対策本部に提案、提言、要望等を行います。

2 議会は、大規模災害発生時における議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めます。

第8章 議員の政治倫理

第25条 議員は、市民の厳粛な負託を受けていることを深く自覚し、市民全体の代表者として常に良心と高い倫理性を持って職務に精励するものとします。

第9章 最高規範性並びに条例の検証及び見直し

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例その他の規程を制定改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

(条例の検証及び見直し)

第 27 条 議会は、一般選挙後その任期中、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を市民に公表します。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の見直しが必要な場合には、この条例の改正も含めて、適切な措置を講じます。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の始まる日から施行します。

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 号

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「会派」の次に「又は議員」を加える。

第 2 条中「伊勢崎市議会における」を「伊勢崎市議会基本条例（令和 4 年伊勢崎市条例第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する」に改め、「所属議員が 1 人の場合を含む。」を削り、「いう。）」の次に「又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）」を加える。

第 3 条の見出し中「交付額」を「会派に対する交付額」に改め、同条第 2 項中「次条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、「いう。」の次に「次条第 2 項において同じ。」を加え、同条第 4 項中「基準日において」の次に「会派に所属する」を加える。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第8条第2項中「政務活動費の交付」を「年度の途中において政務活動費の交付」に、「は、年度の途中の解散」を「が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなり、若しくは会派に所属したこと」に改め、「当該会派」の次に「又は無会派議員」を加え、「解散前」を「その事由が発生する前」に改め、「議員数」の次に「又は在職する月数」を加え、「解散の日」を「その事由が発生した日」に改め、同条第3項中「会派」の次に「及び無会派議員」を加え、同条を第9条とする。

第7条第1項中「代表者」の次に「及び無会派議員」を加え、同条第2項中「解散したとき」の次に「又は無会派議員が議員でなくなったとき若しくは会派に所属したとき」を、「あった者」の次に「又は無会派議員であった者」を加え、「解散のとき」を「その事由が発生した日」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「代表者」の次に「及び無会派議員」を加え、同条第2項中「解散したとき（議員の任期が満了し、又は議会が解散したときを含む。以下同じ。）」を「解散（議員の任期満了又は議会の解散を含む。以下同じ。）したとき又は無会派議員が議員でなくなったとき若しくは会派に所属したとき」に改め、「あった者」の次に「又は無会派議員であった者」を加え、「解散のとき」を「その事由が発生した日」に、「解散の日」を「その事由が発生した日」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「会派」の次に「及び無会派議員」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（無会派議員に対する交付額及び交付の方法）

第4条 無会派議員に対し交付する政務活動費は、当該無会派議員が基準日に在職する月数に月額3万5,000円を乗じて得た額を1会計年度における上限額とする。

2 前項の政務活動費は、当該無会派議員の各四半期における政務活動の実績に応じ、後払いにより交付する。ただし、議長が特に必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

3 年度の途中において新たに無会派議員になった者に対しては、無会派議員になった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月

分) から政務活動費を交付する。ただし、議員の任期満了に伴う選挙により選出された議員が無会派議員となった場合は、無会派議員になった日の属する月の月分から政務活動費を交付する。

- 4 基準日において無会派議員が辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなった場合又は新たに会派に所属した場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表調査研究費の項中「会派」の次に「及び無会派議員」を加え、同表研修・会議費の項中「会派が」を「会派及び無会派議員が」に改め、「会派として」を削り、同表資料作成費の項、資料購入費の項、広報広聴費の項、要請・陳情活動費の項、人件費の項及び事務所費の項中「会派」の次に「及び無会派議員」を加える。

様式第1号中「第6条」を「第7条」に、「会派名」を「会派名(代表者)」に、「代表者」を「又は無会派議員名」に改める。

様式第2号中「第7条」を「第8条」に、「会派名」を「会派名(代表者)」に、「代表者」を「又は無会派議員名」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の始まる日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会委員会条例（平成17年伊勢崎市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（建設水道委員会を除く。）」及び「第2条」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第46条第1号中「（平成15年法律第57号）第2条第5項」を「第16条第2項」に改め、同条第2号中「第76条第1項各号」を「第57条第1項各号」に改め、「限る。）」の次に「及び同法第16条第8項に規定する学術研究機関等（前号に掲げる事業者を除き、同法第18条第3項第5号に規定する学術研究目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(7)を削り、同号ア(4)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(4)を(7)とし、(7)を(4)とする。

第10条中「次の各号のいずれにも該当する非常勤職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員」に改め、同条各号を削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第14条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市都市計画事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市都市計画事業基金条例を廃止する条例

伊勢崎市都市計画事業基金条例（平成17年伊勢崎市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の項中「第3項」を「第5項」に改め、「、申請1件につき」及び「を、当該申請に係る建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てるものとする。)」を削り、同項の表中「建築物全体の住宅」の次に「又は住戸」を加え、同表注を次のように改める。

注

- 1 基準とは、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準をいう。
- 2 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 3 住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。

別表第6の2の項中「係る建築物」の次に「(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。)」を、「1戸建ての住宅」の次に「(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。)」を加え、「、申請1件につき」を削り、「を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に4, 200円を加えて得た額」を「に、4, 200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項の表注2中「住宅」を「住戸」に改め、別表第6の3の項中「、申請1件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）」を削り、同表4の項中「、申請1件につき」を削り、同表6の項中「、申請1件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）」を削り、同表7の項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第3項の規定により」に改め、「、申請1件につき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市奨学金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 9 号

伊勢崎市奨学金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市奨学金条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「3 万円」を「5 万円」に改め、同項ただし書中「者に対し、併せて交付するものとし、当該交付の回数は、1 人 1 回限りとする」を「者に限り、併せて交付するものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 10 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「次号、第 8 条及び第 23 条」を「次号、第 8 条及び第 23 条第 1 項」に、「第 3 号、第 8 条及び第 23 条」を「第 3 号、第 8 条及び同項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 15 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 7

03条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第24条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第6項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「及び山林所得金額（所得税法）」を「(所得税法)」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号及び第15条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第24条の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第6項の改正規定（「及び山林所得金額（所得税法）」を「（所得税法）」に改める部分を除く。）並びに附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例（平成17年伊勢崎市条例第186号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市公共下水道接続促進条例

第2条第2号中「。以下第5条第1項各号において同じ」を削り、「3年以内の改造工事」を「1年以内に行う改造工事で、公共下水道の使用を開始するもの」に改める。

第5条第1項中「次のとおり」を「10万円」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢崎市公共下水道接続促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に下水処理を開始した処理区域内において改造工事を行った者に対する補助金について適用し、施行日前に下水処理を開始した処理区域内において改造工事を行った者に対する補助金については、なお従前の例による。

（伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部改正）

3 伊勢崎市農業集落排水施設条例（平成17年伊勢崎市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例」を「伊勢崎市公共下水道接続促進条例」に改める。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中

「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 14 号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第9項中「100の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に、「附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条、第15条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。